

ペダル付原動機付自転車は ナンバープレートの取付け が必要です

令和6年5月の道路交通法の改正により、ペダル付原動機付自転車は、自転車ではなく、一般原動機付自転車又は自動車と同じ扱いになりました。

ペダル付原動機付自転車とは、ペダルとモーターを備え、次の条件を満たす車両のことです。

①スロットルが備えられており、モーターのみで走行させることができる車両

②駆動補助機付自転車(いわゆる電動アシスト自転車)のアシスト比率の基準を超える車両

また、モーターを用いず、ペダルのみを用いて走行させる場合でも、一般原動機付自転車又は自動車としての交通ルール(無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等)が適用されます。

該当車両を取得した場合は、軽自動車税種別割にかかる申告や課税標識(ナンバープレート)の取付けが必要となりますので、税務課の窓口にて手続きをしてください。

▼問合せ 税務課課税グループ

☎ 28・2434

新栄小学校の 「学校体育施設開放」の中止

新栄小学校トイレ改修工事のため、左記の期間、運動場と体育館の開放を中止します。

【運動場】

7月19日(金)から11月頃まで(予定)

【体育館】

体育館のトイレ改修工事着手までは利用できませんが、駐車場は多目的室西側の3台分となります。

※路上駐車はお止めください。

※工事の進捗状況により、期間は変更になることがあります。

▼問合せ 社会教育センター

☎ 28・5335



個人事業税第一期分の納付 について

個人事業税第一期分の納期限は、9月2日(月)です。8月中旬に県から納税通知書をお送りしますので、納期限までに納付をしてください。なお、納税通知書には第一期分と第二期分の納付書を同封しますので、納付に当たっては、お間違いのないようにご注意ください。え、金融機関、コンビニエンスストア、MMK設置店、県税事務所の窓口で納付してください。また、PayEasy(ペイジー)に対応したインターネットバンキングやATMを利用した納付、インターネット環境でのクレジットカードやスマートフォン決済アプリによる納付も可能です。

※コンビニエンスストア、MMK設置店での納付については、納付書の納付金額が30万円以下のものに限りま

す。
なお、領収証書が必要な方は、金融機関(ゆうちょ銀行を除く。)の窓口、県税事務所の窓口又はコンビニエンスストア、MMK設置店で納付してください。詳しくは、愛知県税務課のホームページをご覧ください。

また、納付には、便利で安全な口座振替の制度もあります。御希望の方は、口座を開設している金融機関の窓口で手続をしてください。

▼問合せ 名古屋北部県税事務所 課

税第一課 県民税・事業税第二グループ

☎ 052・531・6304

愛知県税務課のホームページ

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/>

